



練馬区議会議員選挙における投票所での 投票用紙の誤交付について

と き 平成31年(2019年)4月21日 発表

と ころ 練馬区選挙管理委員会事務局

平成31年4月21日執行の練馬区議会議員選挙において、区外へ転出したため、練馬区の選挙権を有しない者に対して、誤って投票用紙を交付し、投票させてしまった事案が発生しました。

選挙の当日選挙権を有しない者の投票として無効な投票ですが、すでに投票函へ投票されていて特定できないことから、有効投票として取り扱われる予定です。(潜在無効投票)

誤交付が発生したことを深くお詫びいたします。事故の発生を重く受け止め、再発防止に努めてまいります。

【事故の経過と原因】

平成31年4月21日(日)午前11時頃、区から送付された区内居住者用「選挙のお知らせ」を持参した選挙人が、投票所へ投票に訪れました。

投票受付用のパソコン画面上に、「転出者」として投票できないことが表示されますが、受付者が表示の詳しい内容を見逃して、投票用紙を交付し、投票が行われました。

「選挙のお知らせ」の受領枚数とパソコンの投票システム上の受付者数が合わない(転出者はパソコンの投票システム上、受付者としてはカウントされない)ことから、今回の事案が判明しました。

事務マニュアルでは、交付の際のパソコンの投票システムの取扱いについて、注意点を記載していましたが、マニュアルどおりに確認しなかったことが原因です。

【再発防止に向けて】

事務マニュアルの徹底を図るとともに、投票システムの操作等の研修を改めて実施することで、職員の意識を高め、再発防止を図ってまいります。

厳正・公正な選挙事務の執行が義務付けられているにもかかわらず、誤交付により、区民の皆様の信頼を損ねる事故を引き起こしたことを深くお詫びいたします。真に申し訳ございません。

潜在無効投票とは

選挙の当日に選挙権を有しない者の投票など、本来無効であるべき投票で、その無効の原因が票の表面には現れないため、有効投票として参入されたことが推定され、どの候補者の票か特定できないもの。

【問合せ】 練馬区選挙管理委員会事務局 電話 03-5984-1399